

全Ｌ協保安２８第２５号
平成２８年６月２０日

正 会 員 各 位

（一社）全国ＬＰガス協会

液化石油ガス設備工事の作業に従事する者の適切な管理について
（お願い）

標記について、別添のとおり経産省ガス安全室長から周知依頼がありました。

内容は、ＬＰガス消費設備工事を請け負った工事請負事業者がＬＰガス設備工事に必要な届出を行っていなかったことや、設備工事を行った工事請負事業者の社員が液化石油ガス設備士資格を有していなかったことが明らかになり、これらは工事請負事業者はもとより工事を発注した事業者にも原因があることから、類似の事案の発生を防止するため周知依頼があったものです。

つきましては、都道府県協会におかれましては、会員に対し、また直接会員におかれましては、関係者に対し、下記の事項の周知徹底方よろしくお願いいたします。

なお、工事を発注した事業者に対する嚴重注意文書が経産省のホームページ内（http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2016/06/280614-1.html）に掲載されていますので、併せてお知らせいたします。

記

（１）液石法第３８条の７に規定する「液化石油ガス設備工事」の作業を行う際には、「液化石油ガス設備工事」の作業に従事させようとする者が、「液化石油ガス設備士」の資格を有する者であること。

また、液石法第３８条の１０に規定する「特定液化石油ガス設備工事事業」の届出を行っていること、又は当該事業の開始の日から３０日以内に届出を行う準備を行っていることを確認すること

（２）液石法第３８条の７に規定する「液化石油ガス設備工事」の作業を発注する際には、工事請負事業者が作業に従事させようとする者が、「液化石油ガス設備士」の資格を有することを確認すること。

さらに、工事が完了した後も、「液化石油ガス設備士」の資格を有する者が当該工事を行ったかどうかなど、工事請負事業者に対して確認し、施工状況を適切に把握・管理すること。

以 上

発信手段：Ｅメール、保安部：内倉、渡辺、片岡

別添

経済産業省

28商ガ安第15号
平成28年6月14日

一般社団法人全国LPガス協会 会長 殿

経済産業省商務流通保安グループガス安全室長

液化石油ガス設備工事の作業に従事する者の適切な管理について（周知依頼）

今般、液化石油ガス消費設備の取付工事について、同工事を請け負った工事請負事業者が液化石油ガス設備工事の事業に必要な届出を行っていなかったことや、設備工事を行なった工事請負事業者の社員が液化石油ガス設備工事に必要な資格（液化石油ガス設備士）を有していなかったことなどが明らかになりました。

本件は、工事請負事業者が液化石油ガス設備工事に必要な届出や資格の内容を正しく認識していなかったことなどが原因ですが、取付工事を発注した事業者が工事請負事業者の資格等の保有状況等を適切に把握・管理していなかったことなども原因であり、液化石油ガスの保安の確保の観点から重大な問題であると考えられます。

つきましては、類似の事案の発生を防止するため、貴団体におかれましては、傘下の会員に対し、以下の事項について、周知徹底をお願いします。

記

- (1) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「法」という。）第38条の7に規定する「液化石油ガス設備工事」の作業を行う際には、「液化石油ガス設備工事」の作業に従事させようとする者が、「液化石油ガス設備士」の資格を有する者であること。
また、法第38条の10に規定する「特定液化石油ガス設備工事業」の届出を行っていること、又は当該事業の開始の日から30日以内に届出を行う準備を行っていることを確認すること。
- (2) 法38条の7に規定する「液化石油ガス設備工事」の作業を発注する際には、工事請負事業者が作業に従事させようとする者が、「液化石油ガス設備士」の資格を

有することを確認すること。

さらに、工事が完了した後も、「液化石油ガス設備士」の資格を有する者が当該工事を行ったかどうかなど、工事請負事業者に対して確認し、施工状況を適切に把握・管理すること。